

令和4年度 岸和田市水泳指導業務委託 仕様書

1. 事業の名称 令和4年度 岸和田市水泳指導業務委託事業

2. 事業の目的

岸和田市が設置している公立小中学校、幼稚園のうち山滝中学校、山滝小学校、山直南小学校、山滝幼稚園、山直南幼稚園の体育科の授業及び保育における水泳指導について、業務委託することによりプール施設、指導業務及び、移動手段を確保し、当該校園における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

3. 委託場所 受託者の指定する場所

4. 実施期間 令和4年6月15日～令和4年12月22日のうち、学校教育課と受注者が協議し授業を行う日を決めること。

事前に予定していた実施日に学校の都合等により、水泳指導を行うことができないと判断された場合には、指導回数に含めないものとし、再度学校教育課と受注者で協議のうえ授業を行う日を定めること。(この場合は上記の期間外になることも可能とする。)

5. 対象人数予定

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	幼稚園
山滝中学校	32	43					
山滝小学校・幼稚園	11	15	9	16	14	15	3
山直南小学校・幼稚園	35	24	27	32	31	36	9

令和4年3月1日現在

6. 指導時間及び回数

中学校 1・2学年各2回(1回100分)

小学校 全学年各4回(1回90分)

幼稚園 全園児各3回(1回60分)

※スケジュールについては学校教育課と協議の上決定すること。

7. 指導内容 指導内容は中学校学習指導要領保健体育編、小学校学習指導要領体育編、幼稚園教育要領の内容を基本とし、当該校園の年間指導計画の内容をもとに、当該校園と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

8. 指導方法

児童生徒幼児を泳力別に複数のグループとした指導を基本とする。各グループには受注者においてインストラクターを1名以上配置し、教員と共に水泳指導にあたること。

なお、1グループの児童生徒幼児数は20人程度とすること。

安全面に十分配慮し、常時2名の監視員を配置すること。

9. 施設

①水泳指導の時間は、一般利用客と更衣場所や入退場の動線を分けること。

②プールの水深は学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができるようにすること。

③効果的な指導が行えるよう、必要に応じてコースロープ等により、区切りを設けること。

④体調不良や怪我等の児童生徒幼児を休ませることができる場所を確保すること。

⑤緊急時にAEDが使えるように準備しておくこと。

⑥更衣室は男女別に着替えのために必要なスペースを十分に確保すること。入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

教員の更衣室については児童生徒幼児とは別の場所を確保すること。

⑦使用するプールは、必要な水質検査等を実施し、発注者が検査結果等の資料の提供を受注者に要求したときは、可能な限り対応すること。

10. 移動手段

児童生徒幼児及び教員等をバスで送迎ができるよう、バスを必要台数確保し、運転業務も行うこと。

移動にあたっての児童等の乗り込み場所及び時刻については、当該学校園と受注者で調整し、事前に乗り込み時刻、移動ルートを明示すること。

11. 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校園と協力して事態の収拾を図ること。また、経緯等の報告を学校教育課へ行うこと。

なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

① 水泳指導中の事故について、インストラクターの重過失や故意の過失のために児童生徒幼児に対し事故が発生した場合。

② 施設の不適合のために児童生徒幼児及び教員に対し事故が発生した場合。

③ 水泳指導のためのバスの移動中に事故が発生した場合。

12. その他

①指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

②水泳指導の流れ

・指導内容等の打合わせ

当該校園と受注者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打合わせを行うこととする。打合わせの場所については、当該校園と受注者が協議し決定する。

・実施

当該校園と受注者が適宜打合わせを行い、安全で効率的な指導を行うこと。

・報告

受注者は、1回の授業実施毎にプール管理日誌を記載し、指導にあたった教員・インストラクター、指導内容、児童生徒幼児の健康の状況等を記録すること。

受注者は、委託期間終了後に速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

受注者は、児童生徒幼児の一人一人の泳力状況や、泳力向上を測ることが出来る資料を作成すること。

③水泳指導時間は当該校園の専用の自動車駐車場を学校園毎に1台確保すること。

④本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

⑤天変地異、疫病の蔓延等により、本事業の全部又は一部が実施できなくなった場合は受託者と協議の上、受託料を減額できるものとする。